⑭　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　会計方針に関する情報 ②　リース特有の取引に関する情報 ③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 ②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。 ①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。	⑭　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産
［⑮～㉖　略］	［⑮～㉖　同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］
５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。	５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
６　［略］	６　［同左］
第４	第４
年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書	年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書
（外国生命保険会社等）	（外国生命保険会社等）
［表略］	［同左］
（外国損害保険会社等）	（外国損害保険会社等）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 ⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） ⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 ⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）	［加える。］
４　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。	［加える。］
５～７　［略］	３～５　［同左］
［第５・第６　略］	［第５・第６　同左］